

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成25年7月4日(2013.7.4)

【公開番号】特開2012-195957(P2012-195957A)

【公開日】平成24年10月11日(2012.10.11)

【年通号数】公開・登録公報2012-041

【出願番号】特願2012-134698(P2012-134698)

【国際特許分類】

H 04 L 12/70 (2013.01)

H 04 L 12/28 (2006.01)

【F I】

H 04 L 12/56 B

H 04 L 12/28 200 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上述した課題を解決し、目的を達成するために、請求項1にかかる発明は、第1のプロトコルに従って送信された情報処理端末に割り当てられたアドレス情報に対応付けられた識別情報を指定する要求を受信する要求受信手段と、要求受信手段で受信した要求に含まれる識別情報と自端末の識別情報とが一致するか否かを判断する判断手段と、要求に含まれる識別情報と自端末の識別情報とが一致しなかったとき、第1のプロトコルとは異なる第2のプロトコルに従って前記要求を送信する要求送信手段と、第2のプロトコルに従って送信した要求に対するアドレスを含む応答を前記情報処理端末から受信する応答受信手段と、応答受信手段で受信した応答に含まれるアドレスを要求の要求元に送信する応答送信手段と、を備えたことを特徴とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また、請求項2にかかる発明は、請求項1にかかる発明において、応答送信手段は、応答受信手段によって受信した応答に含まれるアドレスを送信するか否かを判定する応答実行判定手段をさらに備え、応答送信手段は、応答実行判定手段による判定結果に応じて、応答に含まれるアドレスを送信することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、請求項3にかかる発明は、請求項2にかかる発明において、応答実行判定手段は、第1プロトコルに従って情報処理端末に送信した要求に対する応答の有無により、アド

レスを送信するか否かを判定する第1判定方法により、アドレスを送信するか否かを判定することを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、請求項4にかかる発明は、請求項2にかかる発明において、応答実行判定手段は、第1プロトコルに従って要求を再度受信したか否かにより、アドレスを送信するか否かを判定する第2判定方法により、アドレスを送信するか否かを判定することを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、請求項5にかかる発明は、請求項2にかかる発明において、応答実行判定手段は、要求に含まれるドメイン名と自端末のドメイン名とが一致するか否かにより、アドレスを送信する必要があるか否かを判定する第3判定方法により、アドレスを送信するか否かを判定することを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、請求項6にかかる発明は、請求項2にかかる発明において、応答実行判定手段は、応答に含まれるアドレスと、自端末のアドレスおよびサブネットマスクと、から要求の要求元と自端末とが同一ネットワーク内にあるか否かにより、アドレスを送信する必要があるか否かを判定する第4判定方法により、アドレスを送信するか否かを判定することを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また、請求項7にかかる発明は、請求項3から6のいずれか一項にかかる発明において、応答実行判定手段は、要求がアドレスを問い合わせる情報処理端末のドメイン名を含む場合、第1判定方法または第2判定方法により、アドレスを送信するか否かを判定し、要求がアドレスを問い合わせる情報処理端末のドメイン名を含まない場合、第3判定方法または第4判定方法により、アドレスを送信する必要があるか否かを判定することを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0016】

本発明によれば、第1のプロトコルに従って送信された情報処理端末に割り当てられたアドレス情報に対応付けられた識別情報を指定する要求を受信し、受信した要求に含まれる識別情報と自端末の識別情報とが一致するか否かを判断し、要求に含まれる識別情報と自端末の識別情報とが一致しなかったとき、第1のプロトコルとは異なる第2のプロトコルに従って要求を送信し、第2のプロトコルに従って送信した要求に対するアドレスを含む応答を情報処理端末から受信し、受信した応答に含まれるアドレスを要求の要求元に送信することにより、中継器などを備えずに、DNSサーバのアドレスが自端末に設定されていない場合やDNSサーバで名前解決することができない場合であっても、名前解決ができる確率を高くすることができる、という効果を奏する。

## 【手続補正9】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

第1のプロトコルに従って送信された情報処理端末に割り当てられたアドレス情報に対応付けられた識別情報を指定する要求を受信する要求受信手段と、

前記要求受信手段で受信した要求に含まれる識別情報と自端末の識別情報とが一致するか否かを判断する判断手段と、

要求に含まれる識別情報と自端末の識別情報とが一致しなかったとき、前記第1のプロトコルとは異なる第2のプロトコルに従って前記要求を送信する要求送信手段と、

前記第2のプロトコルに従って送信した前記要求に対するアドレスを含む応答を前記情報処理端末から受信する応答受信手段と、

前記応答受信手段で受信した前記応答に含まれるアドレスを前記要求の要求元に送信する応答送信手段と、

を備えたことを特徴とする情報処理端末。

## 【請求項2】

前記応答送信手段は、

前記応答受信手段によって受信した前記応答に含まれるアドレスを送信するか否かを判定する応答実行判定手段をさらに備え、

前記応答送信手段は、前記応答実行判定手段による判定結果に応じて、前記応答に含まれるアドレスを送信することを特徴とする請求項1に記載の情報処理端末。

## 【請求項3】

前記応答実行判定手段は、前記第1プロトコルに従って情報処理端末に送信した前記要求に対する前記応答の有無により、前記アドレスを送信するか否かを判定する第1判定方法により、前記アドレスを送信するか否かを判定することを特徴とする請求項2に記載の情報処理端末。

## 【請求項4】

前記応答実行判定手段は、前記第1プロトコルに従って前記要求を再度受信したか否かにより、前記アドレスを送信するか否かを判定する第2判定方法により、前記アドレスを送信するか否かを判定することを特徴とする請求項2に記載の情報処理端末。

## 【請求項5】

前記応答実行判定手段は、前記要求に含まれるドメイン名と自端末のドメイン名とが一致するか否かにより、前記アドレスを送信する必要があるか否かを判定する第3判定方法により、前記アドレスを送信するか否かを判定することを特徴とする請求項2に記載の情報処理端末。

## 【請求項6】

前記応答実行判定手段は、前記応答に含まれる前記アドレスと、自端末のアドレスおよ

びサブネットマスクと、から前記要求の要求元と自端末とが同一ネットワーク内にあるか否かにより、前記アドレスを送信する必要があるか否かを判定する第4判定方法により、前記アドレスを送信するか否かを判定することを特徴とする請求項2に記載の情報処理端末。

【請求項7】

前記応答実行判定手段は、

前記要求が前記アドレスを問い合わせる情報処理端末のドメイン名を含む場合、前記第1判定方法または前記第2判定方法により、前記アドレスを送信するか否かを判定し、

前記要求が前記アドレスを問い合わせる情報処理端末のドメイン名を含まない場合、前記第3判定方法または前記第4判定方法により、前記アドレスを送信する必要があるか否かを判定することを特徴とする請求項3から6のいずれか一項に記載の情報処理端末。